

平成 29 年 2 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

2月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第5号 八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則の制定について・・・・・・1

議案第 5 号

八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 20 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

田代小学校及び田代中学校の閉校に伴い、スクールバスを使用することができる地区を古里地区から田代地区に変更するためのものである。

八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則

八戸市南郷スクールバス運営規則（平成 17 年八戸市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「古里地区」を「田代地区」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○八戸市南郷スクールバス運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 スクールバスは、<u>田代地区</u>、頃巻沢地区、不習地区、増田地区、中野地区及び鳩田地区の児童及び生徒の通学のため使用することを原則とする。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童及び生徒の通学に支障のない場合に限り、スクールバスの使用を許可することができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 スクールバスは、<u>古里地区</u>、頃巻沢地区、不習地区、増田地区、中野地区及び鳩田地区の児童及び生徒の通学のため使用することを原則とする。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童及び生徒の通学に支障のない場合に限り、スクールバスの使用を許可することができる。</p>

